

新潟市告示第 2 6 3 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、秋葉区内の露店市場の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 小須戸商友会 会長 小林 市蔵
所在地 新潟市秋葉区小須戸 3 4 4 8 番地

2 徴収事務を行わせる歳入

令和 7 年度秋葉区常置露店「小須戸市場」の出店料等

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで